

西日本工業大学安全衛生管理規程

最終改正 平成 31 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学(以下「本学」という。)における安全衛生の管理活動を充実し、職員及び学生(以下「職員等」という。)の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

2 本学における職員等の安全及び衛生の管理については、労働安全衛生法及びその他関係法令に定めるものほか、この規程に定めるところによる。

(学長の責務)

第2条 学長は、法令及びこの規程の定めるところに従い、職員等の安全の確保及び健康保持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第3条 職員は、法令及びこの規程を遵守するとともに、本学の講ずる安全衛生に関する措置に積極的に協力するよう努め、災害の防止及び安全で快適な職場を築くよう努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者)

第4条 本学のおばせキャンパスに総括安全衛生管理者を置き、小倉キャンパスに安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者(以下「管理者」という。)は、学長が指名する者をもって充てる。

3 管理者は、それぞれのキャンパスにおける次の各号に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員等の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 職員等の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) キャンパス毎の安全衛生一斉点検の実施に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務

(衛生管理者)

第5条 本学に、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令で定める資格を有する職員のうちから学長が選任又は解任する。

3 衛生管理者は、管理者の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること

4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡回し、設備、作業方法等又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(産業医)

第6条 本学の職員の健康に関する事項を管理するため、産業医を置く。

2 産業医は、法令で定める資格を備えた医師から学長が選任又は解任する。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を担当する。

- (1) 健康診断及び面接指導の実施とその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること

- (2) 作業環境の維持管理及び作業の管理の改善に関すること
 - (3) 衛生教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - (4) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること
 - (5) ストレスチェックの業務に関すること
- 4 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 産業医は、第3項各号に掲げる事項について、学長及び管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

第3章 安全衛生委員会

(設置)

第7条 職員等の安全及び衛生の管理に関する事項を調査審議するため、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、必要な業務を行う。

- (1) 職員等の危険防止に関すること
- (2) 職員等の健康障害の防止に関すること
- (3) 職員等の健康の保持増進に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること
- (5) その他安全衛生に関すること

(構成)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全衛生管理者
- (3) 衛生管理者のうちから学長が指名した者 1名
- (4) 産業医 1名
- (5) 本学の職員で、安全及び衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名した者 2名
- (6) 本学の職員の過半数を代表する者が推薦した者 5名

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は、前条第1項第2号に規定する委員を充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、審議を経て、委員長がこれを参酌して決定する。

(関係者の出席)

第11条 委員会で必要と認めた場合は、参考人として委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第12条 委員長は、委員会で決定した事項を文書でもって学長に報告するものとする。

第4章 雜則

(補則)

第13条 学長は、この規程に定めるもののほか、職員等の安全及び衛生管理に必要な事項を別に定めることができる。

(所管)

第14条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行し、西日本工業大学衛生管理規程は廃止する。
- 2 この規程は平成26年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は平成27年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は平成28年2月18日から改正施行する。
- 5 この規程は平成31年4月1日から改正施行する。